

毎週火、金曜日発行（但休日に当る場合は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 移入禁止区域の解除  
耕地整理換地計画の変更認可  
土地改良区の設立認可  
土地の公用廃止
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇公告 昭和三十六年度鳥取県警察官（巡査）採用試験の実施  
危険物取扱主任者試験の実施

## 告示

### 鳥取県告示第五百十五号

昭和三十六年四月鳥取県告示第九十六号による豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげおそれがある物品の移入禁止区域（大阪府）の指定は、和和三十六年

九月十二日限り解除する。

昭和三十六年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第五百十六号

昭和三十五年十二月鳥取県告示第六百十二号による豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげおそれがある物品の移入禁止区域（兵庫県）の指定は、昭和三十六年九月十二日限り解除する。

昭和三十六年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第五百十七号

気高郡末恒村小沢見耕地整理組合から申請のあつた耕地整理換地計画の変更は、耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第三十条第三項の規定により、昭和三十六年九月七日認可したから、同条第四項の規定により告示する。

鳥取県告示第五百十八号

気高郡気高町富吉村上国太郎ほか十四人の者から申請のあつた五ヶ井手土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十六年九月五日成立した。

昭和三十六年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百十九号

次の土地は、昭和三十六年九月二日から公用を廃止した。

昭和三十六年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目 面積又は  
又は 数  
品目 (坪) 量

倉吉市字郊家一〇九ノ四及び 水路 一六、三六  
一〇九ノ六地先  
字池田一一二ノ三及び 農道 一二、一三  
一一三ノ一九地先  
関係面は土木部管理課に保管

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百四条の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十六年九月十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 米子地区

(1) 聴聞の期日及び場所

昭和三十六年九月二十七日午後一時三十分から

米子市万能町 米子警察署

(2) 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市灘町二丁目七八番地 石井 利憲

米子市内町一五五番地 岡 明義

公 告

昭和三十六年度鳥取県警察官（巡査）採用試験について次のとおり公告する。

昭和三十六年九月十二日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県警察官（巡査）採用試験を次のとおり行ないます。

一 採用予定人員及び職務内容

1 採用予定人員 約二十五人

2 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、

犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事します。

他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事します。

二 受験資格

1 学 歴 学歴は問いませんが、高等学校卒業

程度の学力を必要とします。

2 年令及び性別 昭和十二年四月二日から昭和十

八年四月一日までに生まれた男子に限ります。ただ

し、高等学校を昭和三十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、昭和十九年四月一日までに生まれた者でも受験できます。

3 身 長 一六三センチメートル以上であること。

4 受験できない者 次の各号の一に該当する者は、受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 禁治産者及び準禁治産者

(3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該

処分の日から二年を経過しない者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法

又はその下に成立した政府を暴力で破壊することに

主張する政党その他の団体を結成し、又はこれ

に加入した者

三 第一次試験

1 方 法 警察官として必要な知能及び教養について筆記試験（記憶検査、教養試験、作文試験）を行ないます。

2 日時及び場所 昭和三十六年十月二十九日（日）に鳥取市及び米子市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際お知らせします。

3 第一次試験合格者の発表 昭和三十六年十一月七日（火）に県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

#### 四 第二次試験

第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行ないます。

#### 1 方 法

(1) 口述試験 主として人物について個別面接による試験を行ないます。

(2) 身体検査及び体力検査 職務遂行上必要な身体的条件有するかどうかを検査します。なお、検査には次のような基準があります。

イ 体重及び胸囲 身長に相当する発育をしていること。

ロ 視 力 両眼共裸眼視力〇・六以上又は裸眼視力〇・一以上で、かつ、きょう正視力一〇以上であること。

ハ その他 弁色力完全であること。身体に奇型その他の異常のないこと。

(3) 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患の有無について行ないます。

(4) 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

2 日時及び場所 昭和三十六年十一月中旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第一次試験合格者にお知らせします。

#### 五 合格者の発表

昭和三十六年十二月上旬に県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

#### 六 合格から採用まで

1 合格者は、採用候補者名簿に登載されたうえ、警察本部長の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

2 採用後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校（昭和三十七年四月の予定）して、一年間初任教養を受けたのち、巡査としての勤務に従事します。

3 給与は、巡査に任命され、巡査見習生として入校すると、原則として給料月額九、四〇〇円（一〇、八〇〇円になる見込み。）を支給されるほか、扶養手当、期末手当、勤勉手当等と制服その他必要な被服が支給されます。

4 幹部への昇進は、実力次第でだれでも管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会を与えられ、上級の警察官への昇進の道がひらかれています。

#### 七 受験手続及び受付期間

1 申込み用紙の請求 申込み用紙は、鳥取県人事

委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は県内各警察署に請求してください。郵便による場合は、あて先を明記して一〇円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。

2 申込み 申込書に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名を記入し、五円切手をはつてください。切手のないものは受験票を送付しません。

#### 八 その他

3 受付期間 昭和三十六年九月二十五日（月）から昭和三十六年十月六日（金）午後五時まで、郵送の場合は、昭和三十六年十月六日（金）午後五時までの着信に限ります。

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内のもよりの警察署、駐在所又は派出所に照会してください。郵便による問い合わせの場合は、あて先を明記して一〇円切

手をはつた返信用封筒を同封してください。

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の  
二第三項の規定に基づき、危険物取扱主任者試験を次の  
とおり実施する。

昭和三十六年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の期日及び場所

1 試験の期日 昭和三十六年十月二十二日午前八  
時三十分から

2 試験の場所

鳥取市東町 鳥取西高等学校  
倉吉市堺町 倉吉東高等学校  
米子市錦町 米子西高等学校

二 試験の種類

1 甲種危険物取扱主任者試験（以下「甲種試験」と  
いう。）

2 乙種危険物取扱主任者試験（以下「乙種試験」と

いう。）

三 試験科目

1 甲種試験の試験科目は、次のとおりとする。

一 基礎物理学及び基礎化学

(イ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度  
の基礎物理学

(ロ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度  
の基礎科学

(ハ) 燃焼及び消火に関する高度の基礎理論

二 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方  
法

(イ) すべての種類の危険物の性質に関する高度の  
概論

(ロ) 危険物の類ごとに共通する特性

(ハ) 危険物の類ごとに共通する火災予防及び消火  
の方法

(ニ) 品名ごとの危険物の一般性質

(ホ) 品名ごとの危険物の火災予防及び消火の方法

三 危険物に関する法令

2 乙種試験の試験科目は、次のとおりとする。

一 基礎物理学及び基礎化学

(イ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎  
物理学

(ロ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎  
化学

(ハ) 燃焼及び消火に関する基礎理論

二 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方  
法

(イ) すべての種類の危険物の性質に関する概論

(ロ) 第一類から第六類までのうち受験に係る類の  
危険物に共通する特性

(ハ) 第一類から第六類までのうち受験に係る類の  
危険物に共通する火災予防及び消火の方法

(ニ) 受験に係る類の危険物の品名ごとの一般性質

(ホ) 受験に係る類の危険物の品名ごとの火災予防  
及び消火の方法

三 危険物に関する法令

3 同時に二種類以上の乙種試験を受ける者について

は、前項の試験科目のうち一種類の当該試験の第一  
号及び第三号の試験科目をもつて他の種類の当該試  
験の当該科目を兼ねることができる。

四 受験資格

1 甲種試験は、昭和三十六年十月二十二日までに次  
の各号の一に該当する者

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に  
よる大学若しくは短期大学において化学に関する  
学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと  
同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定し  
た者で、六月以上危険物取扱の実務経験を有する  
者

二 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後二  
年以上危険物取扱の実務経験を有する者

2 乙種試験は、昭和三十六年十月二十二日までに六  
月以上危険物取扱の実務経験を有する者

## 五 出願手続

## 1 受験願書受付期間

昭和三十六年九月十二日から昭和三十六年十月五日午後五時まで（郵送の場合は昭和三十六年十月五日午後五時までに着信のものに限る。）

## 2 受験願書の提出先

鳥取市東町二丁目一〇番地 鳥取県総務部地方課

## 3 提出書類等

## (イ) 受験願書

乙種試験を受験しようとする者で同時に二類以上受験しようとする者は、願書を別々に提出すること。なお、願書の受付欄に受験地を記入すること。

(ロ) 四の1の一に該当する者は、最終学校卒業証明書及び六月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類。

(ハ) 四の1の二に該当する者は、乙種危険物取扱主任者免状の写し及び免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する

## 書類。

(ニ) 四の2に該当する者は、六月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類。

## (ホ) 写真 二枚

受験願書提出前六月以内に撮影した脱帽正面上半身像の名刺形のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの（一枚は受験願書の所定の欄にはりつけ、他の一枚は試験当日に受験票の写真欄にはりつけて持参すること。）

(ヘ) 第一類又は第五類の危険物にかかる乙種試験を受ける者であつて、火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第三十一条第一項の規定による甲種火薬類作業主任者免状、乙種火薬類作業主任者免状若しくは丙種火薬類作業主任者免状又は同条第二項の規定による甲種火薬類取扱主任者免状若しくは乙種火薬類取扱主任者免状を有する者については、試験科目のうち2の一の(イ)及び(ロ)並びに2の(ロ)及び(ニ)の試験科目が免除されるから所

持する免状の写しを提出すること。

## 4 受験 票

所要事項を記入し受験願書と切りはなさないで提出すること。なお、この際には受験票には写真をはらないこと。

## 5 受験手数料

甲種試験を受けようとする者は八百円、乙種試験を受けようとする者は、一類ごとに五百円に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはりつけ消印しないで納付すること。

## 六 合格者の発表

十一月中旬合格者には、本人に通知するとともに鳥取県公報に登載する。

## 七 その他

1 受験願書、実務経験証明用紙、受験票その他の用紙は、各市消防本部、各町村役場又は鳥取県総務部地方課に請求すること。（郵便で請求の場合は、あて先を明記し十円切手をはった返信用封筒を同封す

ること。）

2 危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類は、実務についた場所の事業主（会社の支店等にあつては支店長）の証明。

3 一たん納付した手数料は、申込みの取消又は受験しなかつた場合でも返還しない。

4 その他不明の点は、鳥取市東町二丁目一〇番地鳥取県総務部地方課に問い合わせること。